

# 障害者総合福祉法についての考察

## — 支援者、親の立場から考える —

### 新たな障害福祉制度の創造にむけて

日本自閉症協会副会長 五十嵐康郎

厚生労働省は、障害者自立支援法に代わる法律案の概要を示したが、自立支援法の名称変更は明記しているものの、「廃止」の文言は無く、サービスの「原則無料化」など、総合福祉部会の提言した内容の多くを見送るなど、実態は自立支援法の一部改正に過ぎないと障害者総合福祉部会の委員や障害者自立支援法訴訟原告団からの反発が相次いだ。共生社会実現への道のりは、これからが正念場である。

高齢者施設における職員のタイムスタデイにより開発された「要介護認定基準」は、施設での生活が前提であり、地域で普通に暮らすための支援の必要度を測る基準になっていない。しかしながら、骨格提言の支給ガイドラインに基づいてニーズアセスメントを行い、当事者と市町村が協議調整を行うというしくみだけでは不十分である。障害程度区分を廃止し、地域で普通に暮らすための支援の必要度を測る尺度を新たに開発する必要がある。

次に骨格提言で、相談支援専門員を専門職として位置づけているが、生活支援員やヘルパーなどの支援者について

ての理念や役割、専門職としての記載が無いのは何故であろうか、その背景に支援者を単に介護する人として捉える考え方があってはならないかと危惧している。専門性の欠如した支援や介護は、利用者に徒に苦痛を与えたり、時には人権侵害を引き起こす結果になりかねない。

自閉症や重い知的障害のある人は、相談支援の場面だけでなく、「何を着て、何を食べるか」といった日々の生活場面における「意思決定支援」が必要である。会話が成立しても、表された言葉と真意が真逆のこともしばしばある。私たちは、当事者との信頼関係を築きながら、真意をくみ取り、自己実現を図り、その人らしく生きるというソーシャルワークとしての療育や支援のあり方を追求してきた。

私は、骨格提言で述べられている理念や方向性は日本の障害福祉において画期的な意義のあるものだと高く評価しているが、提言全般を通して、自閉症や重度の知的障害、重症心身障害のある人への配慮が不十分という気がしてならない。「障害のある人も無い人も共に暮らす共生社会の実現」が安易な専門性否定に短絡してはならないと考えている。

### 骨格提言のもつ意味

日本自閉症協会理事 辻川圭乃

平成23年8月30日、障害者自立支援法に代わる新しい総合福祉法(仮称)の骨格提言がまとまった。総合福祉部会は55人の大所帯で、当初は、それぞれの立場からいろいろなことを主張し合っているように見え、本当にまとまるのかと危ぶまれたが、結局、障害種別やさまざまな立場、それぞれの主義主張までも超えて、一つにまとまった。まずは、そのことを評価したい。これまで、「保護の客体」として扱われていた障害のある人が、「権利の主体」として発した意義は大きい。

ともすれば、一部の身体障害のある人たちが権利を振りかざしていると思われるかもしれないが、人権は、人としての権利であるから、人間である限り全ての人が有しており、人間である限り奪われることのない権利である。だから、重度の知的障害がある人も、軽度の人も、重度の強度行動障害がある人も、みんな等しく「権利」を持っている。ただ、残念なことにそれが踏みにじられてきた実態がある。職場における虐待があつた水戸アカス事件で、被害者の親は、「息子は少々殴られても仕方がない。」と当初社長をかばつた。

もつと古くは、重度心身障害のある娘に、世話をしてもらう人に面倒を掛けたらいけないからと不妊手術をさせた親もいた。しかし、どこの世界に、

本心から自分の子どもが殴られていいと思つている親がいるだろうか、不妊手術をさせた親がいるだろうか。それでも、そう言わざるを得ない、そうせざるを得なつたのは、障害があつてもなくても、そして、それがどんな障害であつても、同じ権利をもつているという当たり前のことを、認めてこなかつた国の施策と周囲の人たちの無理解のためである。

骨格提言は、「私たちのことを私たちが抜きで決めないで」をスローガンに成立した障害者権利条約と、その思いを胸に障害者自立支援法違憲訴訟に立ちあがつた障害のある当事者の人たちが国と結んだ基本合意を2つの指針としている。そして、障害のない市民との平等と公平や、谷間や空白の解消、格差の是正などの6つをポイントとしている。

内容については、十分議論が尽くされたと言えない部分もあるが、新しい法律が少なくとも、障害のある人やその家族たちが権利の主体性をもつてまとめた骨格提言を尊重しない法案とならないよう切望している。

### 教育分野における大きな変革の柱 「インクルーシブ教育」について

千葉県自閉症協会 白水晃子

障害者総合福祉法に向かう障害者施策の教育分野における大きな変革の柱に「インクルーシブ教育」が掲げられている。障害のある子どもが障害のな

テムの構築を目指すというものであり、改正障害者基本法の16条にその基本方針が位置付けられている。

障がい者制度改革推進会議において教育制度についての方針が検討されているが、自閉症の子どもにとつての合理的配慮の具体性が充分だとは思えない。自閉症の子は放つておいては正しく育つことはない。プログラムされた環境で意図的にかつ、子どもに応じて個別化した内容の教育が必要である。それを現在の普通教育の制度の中に組み入れていくには普通学校の中に相当の資源を注入しなければならぬだろう。また、自閉症は見た目にわかりにくく、社会性やコミュニケーションの障害であることから、周囲への理解啓発はもつとも重要なポイントになる。何らかの理由により授業中にパニックになったとする。授業を中断してまずはその状態をおさめ、同級生たちになぜそうなったのかを正しく伝え、子どもたちが正しく理解できているかどうかを確認する。ということが普通教育の現場で本当に可能だろうか？ 障害のない子どもへの保護者たちはその都度授業を中断されることに不満が生じないだろうか？ 子どもたちは大人の対処の仕方を見て学んでゆくものである。もし、大人たちが間違つた対応をすればいじめや差別に直結していくだろう。自閉症の子にかかわるすべての人が自閉症を正しく理解していなければインクルーシブという名の地獄が待

っているだけではないか。学籍を一元化すればインクルーシブ教育が完結するわけではないというところは皆がわかつている事ではあるが、権利条約の批准の為に形だけのインク

ループが教育に持ち込まれることには危機感を感じる。教育の分野だけでなく、社会全体がお互いの立場を理解し合うことがなければインクルーシブは永遠のガイディングスターで終わっ

てしまうだろう。

(出版部注)  
前記三人の方々のご意見は、障害者総合福祉法(仮称)の骨格提言に基づいて、平成24年1月現在のご意見を頂いたものです。

### 総合福祉部会の骨格提言への対応 (抜粋)

#### 5. 地域移行

《骨格提言のポイント》

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

《対応》

○地域移行推進のためのサービス基盤整備

【24予算案】グループホーム等の整備に係る経費を計上。(117億円の内数)

【報酬】相談支援事業者と連携により地域生活への移行を積極的に進めるため、地域移行支援・地域定着支援については、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、業務量が集中する退院・退所月など特に支援を実施した場合や緊急時の支援等を加算する等、適切に評価。

【運用】地域移行支援・地域定着支援の実施者について、障害当事者で相談支援の経験のある者も実施できることとする。

【運用】第3期障害福祉計画(24年度～26年度)において、地域生活に移行する者の数、施設入所者の削減数、精神科病院からの退院について具体的な目標値を設定した上で、計画的な基盤整備を図っていく。

【法律】共同生活を営む住居における支援について、必要なケアが柔軟に提供できるよう、グループホーム・ケアホームを一元化することとする。〈再掲〉

【運用】グループホーム・ケアホームの一元化に併せ、新たにサテライト型の共同生活住居を認め、小規模な共同生活住居も弾力的に運営できるようにすること及び外部からの介護サービスも弾力的に利用できるようにすることを検討。〈再掲〉

#### 6. 地域生活の基盤整備

《骨格提言のポイント》

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。
- ・地域基盤整備10ヵ年戦略終了時に、施設入所支援の位置付け等を検証。

《対応》

○地域移行推進のためのサービス基盤整備

【運用】国において、都道府県別の数値目標の毎年の進捗状況をフィードバックする等、都道府県において障害福祉計画の進捗管理が効果的に行えるよう支援を行うとともに、地域生活支援事業の必須事業の未実施市町村の解消を計画的に実施するよう要請。

【法律】市町村が障害福祉計画を策定するに当たり、障害者等の置かれている環境やニーズ等を正確に把握した上で、作成するように努めることとする。

○自立支援協議会の設置促進

【法律】地方自治体の実情も踏まえつつ、自立支援協議会の設置を促進する観点から、任意設置を努力義務とする。

#### 7. 利用者負担

《骨格提言のポイント》

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

《対応》

○共通番号制度における検討

- ・共通番号制度における利用者負担の合算の議論を踏まえた検討が必要。

(総合福祉部会資料より)

※「対応」は厚生労働省の対応の意(出版部注)